

総合事務組合公報

千葉市中央区中央四丁目十七番八号 千葉県自治会館
千葉市町村総合事務組合
電話 〇四三(三一) 四一五五

※ この公報は、規則により組織団体に配布するものです。
必ず関係部課に供覧してください。

目次

(条例)	
千葉市町村消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例	1 頁
千葉市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約の施行に伴う関係条例の整理に関する条例	3 頁
(規則)	
千葉県市町村総合事務組合市町村負担金条例施行規則の一部を改正する規則	4 頁
(公告)	
議会議員選挙の結果	5 頁

千葉県市町村消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和八年二月二十七日

千葉県市町村総合事務組合長 岩田 利雄

千葉県市町村総合事務組合条例第五号

千葉県市町村消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

千葉県市町村消防団員等公務災害補償条例（昭和五十二年条例第一号）の一部を次のように改正する。

第五条第二項第二号中「九千七百元」を「一万円」に改め、同号ただし書中「一万四千五百円」を「一万五千元」に改め、同条第三項中「百円」を「四百三十三円」に改め、「第二号に該当する扶養親族については一人につき三百八十三円を」を削り、「第三号から第六号まで」を「第二号から第五号まで」に改め、同項中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号から第六号までを一号ずつ繰り上げる。

別表中「一二、九〇〇」を「一三、三四〇」に、「一三、七〇〇」を「一四、一七〇」に、「一四、五〇〇」を「一五、〇〇〇」に、「一一、三〇〇」を「一一、六七〇」に、「一二、一〇〇」を「一二、五〇〇」に、「九、七〇〇」を「一〇、〇〇〇」に、「一〇、五〇〇」を「一〇、八四〇」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和八年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の千葉県市町村消防団員等公務災害補償条例第五条第二項及び第三項並びに別表の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由の生じた千葉県市町村消防団員等公務災害補償条例第五条第一項に規定する損害補償（以下「損害補償」という。）並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期

間に係る同条例第四条第三号に規定する傷病補償年金、同条第四号イに規定する障害補償年金及び同条第六号イに規定する遺族補償年金（以下「傷病補償年金等」という。）について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた損害補償（傷病補償年金等を除く。）及び同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例による。

千葉県市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約の施行に伴う関係条例の整理に関する条例をここに公布する。

令和八年二月二十七日

千葉県市町村総合事務組合長 岩田 利雄

千葉県市町村総合事務組合条例第六号

千葉県市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(千葉県市町村総合事務組合市町村負担金条例の一部を改正する条例)

第一条 千葉県市町村総合事務組合市町村負担金条例(昭和四十四年条例第七号)の一部を次のように改正する。

第十条を次のように改める。

第十条 削除

(千葉県市町村総合事務組合組織条例の一部を改正する条例)

第二条 千葉県市町村総合事務組合組織条例(昭和四十五年条例第十一号)の一部を次のように改正する。

第五条第三号を削る。

附 則

(施行期日)

この条例は、令和八年四月一日から施行する。

千葉県市町村総合事務組合市町村負担金条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年二月二十七日

千葉県市町村総合事務組合長 岩田 利雄

千葉県市町村総合事務組合規則第二号

千葉県市町村総合事務組合市町村負担金条例施行規則の一部を改正する規則

千葉県市町村総合事務組合市町村負担金条例施行規則（昭和四十六年規則第四号）の一部を次のように改正する。

別表第二新しい時代に対応した能力開発コースの項研修課程の欄中「EBPM（データ分析・活用）研修」を「EBPM研修」に改める。

附 則

この規則は、令和八年四月一日から施行する。

公
告

議会議員選挙の結果

千葉県市町村総合事務組合議会議員町村長区に欠員が生じたため、千葉県市町村総合事務組合規約第七条の規定により補欠選挙を執行した結果、次の者が当選人と決定した。

令和八年二月二十七日

千葉県市町村総合事務組合長 岩田 利雄

氏名	平野 貞夫
職名	長南町長
任期	令和八年二月十三日から令和八年十月三十一日まで